

認定電気工事従事者における実務経験証明書への記載についてお願い

中部近畿産業保安監督部近畿支部 電力安全課

職務内容欄について、従事された工事の具体的な内容（工事名、従事期間）を最近のものについて5件程度お書き下さい。

<実務経験の規程に関して>

規程の実務経験年数3年以上とは、第2種電気工事士（旧電気工事士）の免状を交付後に正味に携わった期間（建物全体の建設工事期間ではありません。）の通算期間（最低36ヶ月）を指しています（これは、電気工事士免状取得後「3年経過した」ということではありません。）申請に際しては、以上について確認させていただきます。

<実務経験の対象となる電気工作物>

実務経験の対象となるのは、次の、の一般建家、事業所等です。

一般用電気工作物（低圧（主に100V、200V））受電の建物

自家用電気工作物（高圧（主に6000V以上））受電で、かつ最大契約電力が500kW以上の建物

<記載要領>

自家用電気工作物に該当する建物は契約電力が500kW以上であることを確認のこと。

左記の期間中に、一般用電気工作物の新設及び改修工事90件に作業員として従事し、主に屋内配線工事、配線器具の取付等を行った他、契約電力500kW以上の自家用電気工作物の新設または改修工事にも作業員として6件に従事し、主に受電設備、低圧配線工事を行った。

所在地は市町村名（政令市は区まで）

工事件名

【一般用電気工作物】

- ・産業邸 新築工事（屋内配線） H.13.5.10～H.13.10.26
（大阪中央区） （内10日従事）
- ・経産マンション 低圧配線工事 H.14.5.2～H.15.3.31
（共用部分除く）（枚方市） （内80日従事）

【自家用電気工作物】

- ・(株)経産 経産第1ビル低圧配線工事 H.15.11.4～H.15.11.18
改修 （東大阪市） （内10日従事）
- ・(株)経産 経産第2ビル低圧配線工事 H.16.6.2～H.17.10.18
新築 （奈良市） （内70日）
- ・(株)経産 経産第3ビル低圧配線工事 H.17.11.4～H.18.2.25
改修 （尼崎市） （内20日）

その他 91件

実際の従事期間を記入して下さい

工事名は「～(株)(の)…ビル」と所有者と建物名を記入下さい。

所在地を工事名の下に記入下さい（政令市は区まで、町・村は県名も。）

従事期間中、特殊電気工事に従事した正味の日数を従事日数として積算し、「(内 日)」と記載して下さい。

具体例として挙げていただく工事件数で以外の従事期間における電気工事実績の件数は、例えば「その他90件」というようにお書き下さい。

…最大電力について

電気工事士法においては、(契約)最大電力 500 kW **未満**の電気工作物を自家用電気工作物として扱っております(電気工事士法第2条第2項)。最大電力 500 kW 未満の自家用電気工作物の電気工事を行うには、当然第1種電気工事士の資格が必要となります。よって、認定電気工事従事者の申請において、**最大電力 500 kW 未満のビル等での工事は実務経験とは認められません**(もし挙げていれば電気工事士法第3条違反となります。)。そのため、自家用電気工作物を実務経験としては挙げる場合は**(契約)最大電力 500 kW 以上であることをよく確認して下さい。**

特に、自家用電気工作物の電気工事を**具体例として挙げていただく場合は最大電力についての確認**をお願いいたします。

なお、この規程は平成2年8月以降に行われた工事が対象です。それ以前の工事は含まれません(この場合での実務を挙げていただく際に、実務経験の期間が平成2年8月をまたぐ場合には、必ずその区切りを明記して記載して下さい。)

実務経験証明書における証明者についての注意

個人経営をされている方については、**申請者ご本人は実務経験証明書の証明者にはなれません。**

この場合においては、

- ・ 所属されている各府県電気工事業工業組合の代表者、またはその他これに類する法人格を有する団体の代表者
- ・ 複数の電気工事業者等

のいずれかの方を証明者として、その方(々)の氏名および印章(法人の場合:代表者印、個人経営の場合:個人の実印)等をいただして下さい。

複数の方から証明をいただく場合、実務経験証明書が2通以上になっても構いません。

<提出前のお願い>

実務経験証明書の**下書きが完成した段階**(証明書の証明者の氏名、押印を受ける前)で**必ず実務経験の事前確認**を当課までお願いいたします。

その際には、FAXにて下記連絡先までお送り下さい。内容を確認の上、申請していただけるか否かの連絡を差し上げます。

また、FAXを送付いただく前後に、必ずお電話にてその旨の連絡(「FAXを送ります/送りました」)を、ご面倒ですがお願いいたします(こちらにおける紛失防止のためです)。

注) ・送付いただくのは、「実務経験証明書」の部分のみで結構です。

・必ず、連絡先の明記をお願いいたします。

FAX 送付先 / 問い合わせ先

中部近畿産業保安監督部近畿支部

電力安全課 技術係

TEL: 06-6966-6047

FAX: 06-6966-6092

< 参考・記載例 >

実務経験証明書

ふりがな	ていあつ たろう		生 年 日	明治 大正 38年 4月 4日 昭和
氏 名	低 圧 太 郎			
現住所	〒573-0097 大阪府枚方市香里ヶ丘 1-2-3 (TEL 072-852-XXXX)			
現在の勤務先の名称及び所在地	名 称	簡易電気工事株式会社 (TEL 06-6666-XXXX)		
	所 在 地	〒540-0008 大阪府大阪市中央区大手前 1-5-44		

実務経験の期間及び内容

所属部署及び役職名	期 間	職 務 の 内 容
本社営業部 工事課係員	昭和58年4月1日 ～ 平成19年2月28日	(昭和・平成57年10月電気工事士免状取得) 左記の期間中に、一般用電気工作物の新設及び改修工事90件に作業者として従事し、主に屋内配線工事、配線器具の取り付け等を行った他、契約電力500kW以上の自家用電気工作物の新設または改修工事にも作業者として6件に従事し、主に受電設備、低圧配線工事を行った。 工事件名 【一般用電気工作物】 ・産業邸 新築工事(屋内配線) H.13.5.10～H.13.10.26 (大阪府中央区) (内10日従事) ・経産マンション 低圧配線工事 H.14.5.2～H.15.3.31 (共用部分除く) (枚方市) (内80日従事) 【自家用電気工作物】 ・(株)経産 経産第1ビル低圧配線工事 改修 H.15.11.4～H.15.11.18 (東大阪市) (内10日従事) ・(株)経産 経産第2ビル低圧配線工事 新築 H.16.6.2～H.17.10.18 (奈良市) (内70日従事) ・(株)経産 経産第3ビル低圧配線工事 改修 H.17.11.4～H.18.2.25 (尼崎市) (内20日従事) その他 91件
	通 算 期 間	14年0月

上記のとおり、実務経験を有することを証明します。

平成19年 3月 1日

所 在 地 〒540-0008 大阪府大阪市中央区大手前 1-5-44

事 業 所 名 簡易電気工事株式会社(大阪府知事登録第50-XXXX号)

代表者氏名

代表取締役

実 務 有

社長印

(法人以外の場合は任命権者等の氏名・印及び印鑑証明を添付のこと)

(備考)この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。